

竹原市主催イベント等の開催の対応基準の変更について

令和 2 年 7 月 1 0 日
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 趣 旨

広島県では、令和2年7月9日に「新型コロナウイルス感染症防止のための広島県の対処方針」を改正されました。

このため、「竹原市主催イベント等の開催の対応基準」を次のとおり変更します。

市以外の主催者団体におかれましても参考にしていただけるようお願いいたします。

2 市主催イベント等開催の対応基準（適用期間：令和2年7月10日～7月31日まで）

イベントの開催については、次のような基準で感染防止対策を講じた上で、屋内外を問わず実施できるものとします。

(1) 基準

- ① 屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
 - ② 屋外であれば5,000人以下、かつ人と人の距離を十分に確保できること。（人と人との間隔はできるだけ2メートル）
 - ③ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。
- ①, ②, ③を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じること。

(2) 感染防止対策

- ① 3つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染拡大防止対策が講じられること。
- ③ 入場時に検温を実施し、発熱等の症状がある場合はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ⑤ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

(3) 注意事項

- ① 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期する。
- ② イベント参加者の名簿作成による連絡先の把握や、スマホの接触確認アプリの活用を図ること。

3 今後について

この対応基準は、今後の感染状況や国、県の方針等の変更により適宜見直しを行います。